

播磨町高齢者タクシー料金助成制度

播磨町の高齢者における移動を支援するため、播磨町高齢者タクシー料金助成券を交付します。

令和4年度の対象者の方

令和4年4月1日現在において、「満75歳以上の高齢者」かつ「播磨町に住所がある方」

参考:昭和21年4月3日～昭和22年4月2日生まれの方⇒令和4年度分から新たに交付
令和4年度分助成券有効期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

助成金額と交付枚数

1枚 500円

年度毎に一人につき12枚6,000円を上限として交付
申請月から3月までの月数分を交付

| 初回申請月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 年間交付枚数 | 12枚 | 11枚 | 10枚 | 9枚 | 8枚 | 7枚 | 6枚 | 5枚 | 4枚 | 3枚 | 2枚 | 1枚 |

申請手続きに必要なもの

新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送での申請にご協力ください。

①身分証明書の写し(裏面参照) ②申請書 ③印鑑(自署の場合は不要)

申請書受付後、助成券を郵送します。

なお、次年度以降の申請は不要です。毎年4月に助成券を郵送しますのでお待ちください。

助成券の不正使用の禁止

- ・助成券は他人に譲渡しないでください。
- ・助成券は1回の乗車運賃が500円以上の場合に1枚、以降追加料金が500円加算されるごとに1枚ずつ利用可能です。

不正利用が発覚した場合、以後助成券の交付は受けられません。

- ・助成券を紛失した、盗難にあった、破損・汚損した場合は、速やかに播磨町保険課へ届け出を行ってください。

※なお、いかなる場合であっても、助成券の再発行はいたしませんので、取り扱いには十分ご注意ください。

裏面へ続く

利用条件

以下のすべてを満たす場合に、助成券が利用できます。

- ・乗車地または到着地が播磨町内である場合
- ・播磨町と契約しているタクシー業者(別添「利用可能なタクシー業者一覧」参照)を利用する場合
- ・1回の乗車運賃が 500 円以上であること

利用方法

①「身分証明書」をタクシー運転手の方へ提示

②「助成券」をタクシー運転手の方へ提出

※「播磨町福祉タクシー利用券」(身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A、精神手帳1級のいずれかをお持ちの方が対象)と併用ができます。

※利用枚数の上限はありませんが、助成券は1回の乗車運賃が 500 円以上の場合に1枚、以降追加料金が 500 円加算されるごとに1枚ずつ利用可能です。

※助成券は「運賃」に対してのみ利用できますので、介護タクシーを利用する場合の「介助料」や「資機材使用料」には利用できません。

※タクシーは個人との契約で運行する公共交通機関です。助成券をお持ちの方が複数人で乗車された場合でも、利用できるのはどなたかお一人の助成券です。

助成券は運転手の方が記載しますので、ご自身では何も記載していただく必要はありません。

助成券の返還

次のいずれかに該当するときは、助成券を返還してください。

- ・利用者が死亡、転出したとき
- ・利用券が不要となったとき

※助成券は死亡日、播磨町外への転出日以降は利用できません

身分証明書

※申請するとき及び、助成券を使用するときのどちらも下記の身分証明書(有効期限内のもの)が必要です

1点でよいもの

Ⓐ 官公庁の発行した顔写真入りの書類

(例)

- ・マイナンバーカード(表面のみ)
- ・運転免許証(住所等に変更があった方のみ裏面も写しをとってください)
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・H24.4.1 以降に交付された運転経歴証明書

2点必要なもの

Ⓑ 官公庁の発行した氏名・生年月日入りの証明書

- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険証
- ・各種医療受給者証
- ・年金証書
- ・生活保護受給証明書
- ・年金手帳

Ⓒ

- ・キャッシュカード、診察券など本人名義のもの

※Ⓐから1点もしくは、Ⓑから2点もしくは、Ⓑ1点 + Ⓒ1点のいずれか